

虐待防止に関する指針

こまち訪問介護事業所

策定年月日 令和7年11月1日

1. 高齢者虐待の防止に関する基本的な考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

こまち訪問介護事業所において、入居者への虐待行為は、人権侵害にあたりまた、犯罪行為であると十分に認識するべきものである。高齢者虐待防止法に基づき、入居者への虐待の防止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従って業務に臨むこととする。

2. 虐待の定義について

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で入居者の身体に外傷や痛みを与える行為、又はその恐れのある行為を加えること。また、正当な理由が無く身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、入居者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって入居者に精神的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

入居者にわいせつな行為を行うこと。又は入居者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

入居者の合意なしに財産や金銭を使用し、入居者本人の意図する金銭の使用を正当な理由無く制限すること。

3. 高齢者虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

こまち訪問介護事業所においては、虐待および虐待と疑われる事実（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止検討委員会」を有料老人ホームこまちと共同で設置すると共に、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(1) 設置の目的

虐待等の発生の防止、早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討すると共に、虐待防止に関する措置を適切に実施するものとする。

(2) 高齢者虐待防止検討委員会の構成員

- ①委員長は施設長が務めるものとする
- ②訪問介護事業所管理者
- ③看護師
- ④介護職員

(3) 高齢者虐待防止検討委員会の開催

- ①委員会は年2回以上開催するものとする(4月・10月頃)
- ②虐待事象発生時又は必要に応じて臨時委員会を開催する。

(4) 高齢者虐待防止検討委員会の審議事項

- ①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ③職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること
- ④虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
- ⑤虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑥虐待の原因分析と再発防止策に関すること

(5) 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待の担当者は、有料老人ホームこまち施設長とする。

4. 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底するものとする。

(1) 定期的な研修の実施

研修は年2回以上行うものとする。また、新規採用時には必ず権利擁護及び虐待の防止のための研修を行うものとする。

(2) その他必要な教育・研修の実施

一般的な法令改正や所轄機関からの通達に照らし合わせ、適時に開催する。

(3) 実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管

研修当日にシフト調整において参加できなかった職員については、研修内容の記録を回覧しサインをいただくこととする。研修記録の保管は実施日より5年間とする。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市の所轄機関(大仙市高齢者包括支援センター)

に報告すると共に、その要因の速やかな除去に務める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わずに厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、大仙市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の安全確保を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 入居者、入居者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応を行うものとする。対応窓口は本指針が定める、高齢者虐待の担当者(施設長)とする。

- (2) 施設内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるように務めるものとする。
- (3) 施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識しなければならない。そのため職員は日頃から虐待の早期発見に努めると共に、高齢者虐待防止検討委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (4) 施設内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認すると共に、必要に応じて関係機関に通報する。

7. 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は、相談者にも報告する。

9. 利用者等に対する指針の閲覧

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内で閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう務めるものとする。

附則

この指針は、令和7年11月1日より施行する。